

総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和5年6月12日（月）

総務文教分科会終了後

場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 議案第38号 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について
(税務)
- 2 議案第46号 山陽小野田市防災情報伝達システム整備工事（屋外スピーカー整備）請負契約の締結について
(総務)
- 3 議案第39号 山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
(企画)
- 4 議案第40号 山陽小野田市民活動センター条例の制定について
(市活)
- 5 議案第41号 山陽小野田市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
(文スポ)
- 6 議案第45号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認可について
(大学)
- 7 閉会中の調査事項について

山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定についての概要

令和5年6月12日 税務課

1 条例改正の趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、山陽小野田市税条例の規定の整備を行うもの。

2 改正する主な内容

(1) 森林環境税の導入に伴う徴収方法等の規定の整備 (令和6年1月1日施行)

※ 第34条の9, 第38条, 第41条, 第44条, 第47条, 第47条の2, 6

令和6年度から森林環境税の導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額（1,000円）を追加し、個人の市民税及び県民税に併せて国税である森林環境税を賦課・徴収する規定を設ける。（個人市民税・県民税の均等割に500円ずつ上乗せとなっている復興特別税は令和5年度で終了）

<令和5年度>

(単位：円)

	均等割	復興特別税	やまぐち森林 づくり県民税	税 額
市 民 税	3,000	500	—	3,500
県 民 税	1,000	500	500	2,000

5,500円

↓

<令和6年度>

(単位：円)

	均等割	復興特別税	やまぐち森林 づくり県民税	税 額
市 民 税	3,000	0	—	3,000
県 民 税	1,000	0	500	1,500
森林環境税	1,000	—	—	1,000

5,500円

(2) 扶養親族等申告書の記載事項の簡素化

(令和7年1月1日施行) ※ 第36条の3の2

給与所得者の扶養親族等申告書について、記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合には、その異動がない旨の記載によることができることとなる。

(3) 特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税（種別割）の税率の新設

（令和5年7月1日施行） ※ 第82条

令和4年4月27日に公布された道路交通法等の一部を改正する法律により、道路交通法に電動キックボードを主な対象とする「特定小型原動機付自転車」区分が新設されたことにより、特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税（種別割）の税率を2,000円とし、令和6年度から賦課する。

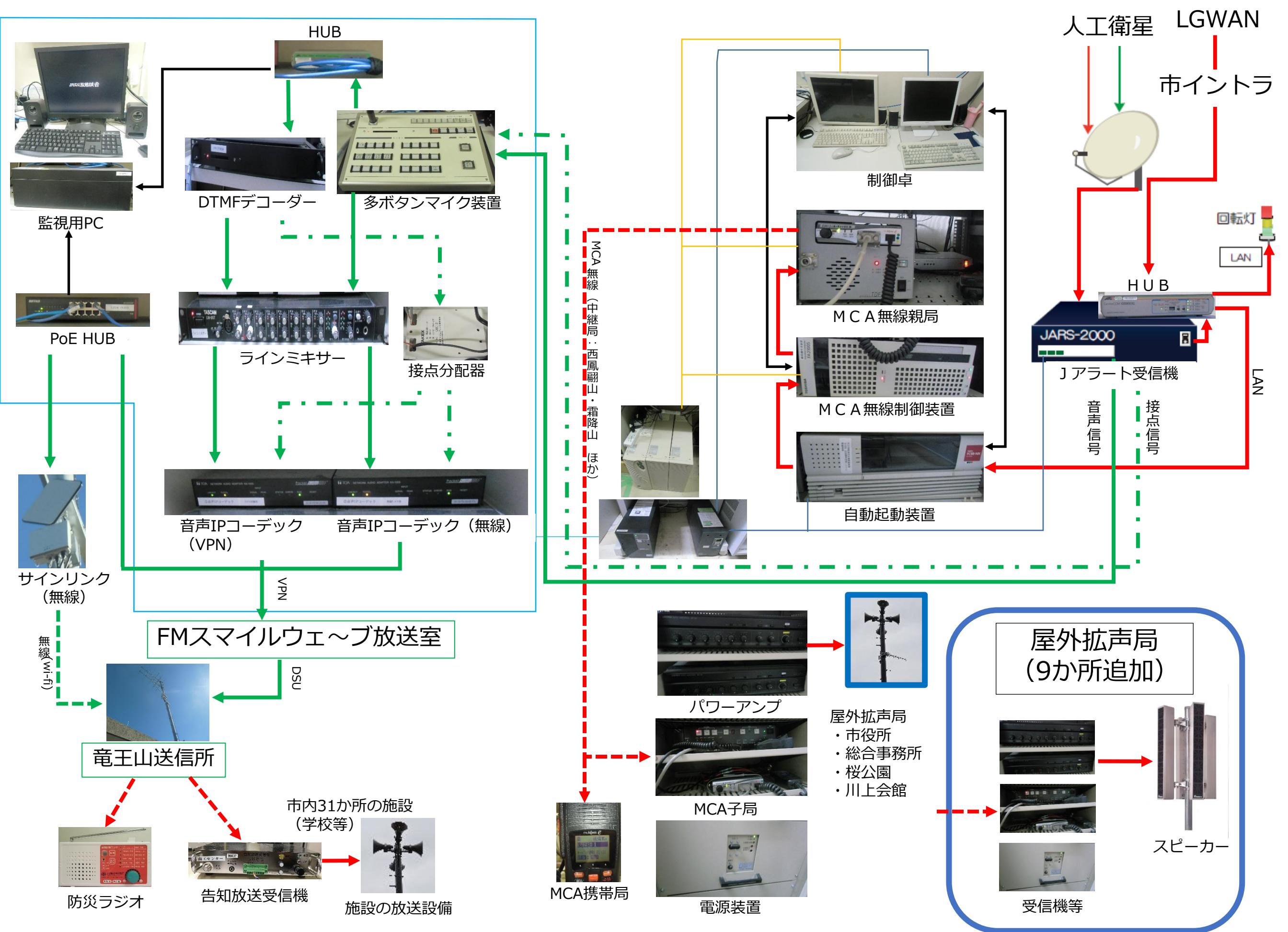
「特定小型原動機付自転車」とは、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするもので、下記の要件全てに該当するもの

- ・原動機の定格出力が0.60キロワット以下
- ・長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下
- ・最高速度が20キロメートル毎時以下

(4) 自動車メーカー等の不正行為に関する再発防止策の強化

（令和6年1月1日施行） ※ 附則第15条の2、附則第16条の2

自動車メーカー等の不正行為を起因として生じた納付不足額に係る納税義務を、当該不正を行った自動車メーカー等に負わせる特例規定について、税制上の再発抑止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合を現行の10%から35%に引き上げる。



■ 「山陽小野田市自治基本条例の改正に伴う関係条例の整理に関する条例」の制定に係る概要

1 条例制定の趣旨

- ・ 3月定例会において自治基本条例の改正の議決をいただいております、このたびは、その際の改正内容に合わせて関係する条例に所要の改正を行うもの。
- ・ 具体的には、自治基本条例中「協働」とあったところを「協創」に改正したことを踏まえ、関係条例中の「協働」の表現についても、必要に応じて「協創」に改めるもの。

2 このたび改正する条例とその条文

条例	制定年月日	種別番号
山陽小野田市住民投票条例	平成18年3月29日	条例第7号
現行条文	改正案	
(目的) 第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項について市民の意思を問う住民投票の精度を設け、これによって示された市民の意思を市政に的確に反映し、もって市民の福祉の向上を図るとともに、市民と行政との <u>協働</u> によるまちづくりを推進することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要事項について市民の意思を問う住民投票の精度を設け、これによって示された市民の意思を市政に的確に反映し、もって市民の福祉の向上を図るとともに、市民と行政との <u>協創</u> によるまちづくりを推進することを目的とする。	

条例	制定年月日	種別番号
山陽小野田市安全安心まちづくり条例	平成18年9月29日	条例第41号
現行条文	改正案	
(基本理念) 第3条 安全で安心なまちづくりは、市、市民及び事業者が、それぞれの役割を果たしつつ <u>協働</u> することにより、推進しなければならない。	(基本理念) 第3条 安全で安心なまちづくりは、市、市民及び事業者が、それぞれの役割を果たしつつ <u>協創により取り組むこと</u> で、推進しなければならない。	

3 その他

<自治基本条例の主たる改正点>

①	前文、第1条(目的)	市民が主役のまちづくり ⇒ 誰もが 主役のまちづくり
②	第2条(定義)	(6) 協働 ⇒ (6) 協創
③	第8条(青少年の権利)	20歳未満の青少年は ⇒ 18歳 未満の青少年は

※①及び③の改正に係り、別途改正が必要となる他条例がないことを確認済。

山陽小野田市民活動センター条例の概要

L A B V事業による新施設に、市民が主体的に地域課題解決に取り組む市民活動の支援を目的とした山陽小野田市民活動センターを設置するため、条例を制定するもの。

1 設置目的（第1条）

心豊かで住みよい持続可能な地域社会の実現を目指し、市民が主体的に地域課題を解決する活動を支援又は促進するため、山陽小野田市民活動センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 名称及び位置（第2条）

<施設の概要>

名 称	山陽小野田市民活動センター
位 置	山陽小野田市中央二丁目3番1号（L A B V事業による新施設内）
施設内容	交流ホール、会議室（1～5）、作業スペース、PCカウンター、ロッカー等

3 事業（第4条）

- (1) 市民活動に関する情報収集及び提供に関すること。
- (2) 市民活動に関する人材育成及び研修に関すること。
- (3) 市民活動に関する活動の支援及び相談に関すること。
- (4) 市民、市民活動団体、公共的団体、事業者、市等多様な主体の相互の連携及び協創の促進に関すること。
- (5) センターの施設及び附属設備等の提供に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民活動の支援及びセンター運営に必要な事業に関すること。

4 使用料（第7条、別表第1～3）

会議室使用料は、会議室の面積や地域交流センターの使用料等を考慮し設定。
営利目的又は市外利用者の場合は、地域交流センターと同様の加算を設定する。

○営利目的：100分の200相当額を加算（3倍）

○市外利用者：100分の50相当額を加算（1.5倍）

また、附属設備として、市民活動団体用のロッカーを設置する。

5 指定管理者（第16条～第19条）

指定管理者にセンターの管理と第4条に規定するセンター事業の企画・実施を行わせることを想定している。

6 施行期日

L A B V事業による新施設の供用開始日である、令和6年4月1日とする。

山陽小野田市民活動センター

地域の課題が多様化・複雑化している中で、高齢者や子育て、環境問題など地域の様々なニーズや課題にきめ細かく対応していくためには、市民が主体的に地域課題解決に向けて取組む市民活動の促進が必要

目的（第1条関係）

- 心豊かで住みよい持続可能な地域社会の実現を目指し、市民が主体的に地域課題を解決する活動を支援又は促進するため、山陽小野田市民活動センターを設置する。

市民活動とは（第3条関係）

「市民活動」とは、市民、公共的団体、事業者等が自発的かつ主体的に行う公益的な活動であって、次の各号のいずれにも該当する活動をいう。

- (1) 専ら営利を目的とするものでないこと。
- (2) 宗教の教養を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするものでないこと。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条の公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党その他の政治活動を行う団体を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- (5) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害し、他人の生命や財産を脅かし、又は他の活動を干渉するものでないこと。

市民活動団体とは（第3条関係）

「市民活動団体」とは、市民活動を行う構成員の数が3人以上の団体をいう。

市民活動センターの概要

名 称 (第2条関係)	山陽小野田市民活動センター
位 置 (第2条関係)	山陽小野田市中央二丁目3番1号 (LAVB事業による新施設内)
施設内容 (第7条関係)	交流ホール、会議室（1～5）、作業スペース、PCカウンター、ロッカー等

市民活動団体の種別と本市の各種団体の現状と課題

志縁型コミュニティ

- 特 徴 「子育て」「防災」「貧困」といった個別の課題の解決を目的とした「つながり」の中で、自発的に社会貢献に向けて活動する団体
- 活動範囲 市内全域等、活動範囲の制限なし
- 代表的団体 NPO法人、ボランティア団体 など

■本市の現状

市民生活に求められるサービスが細分化しており社会全般の課題解決に向けた志縁型コミュニティの活動の重要性が高まっているが、**本市の団体の活動規模は大きくない。**

市民活動センター

- 主な取組
 - ・市民が主体的に地域課題解決に向けて取組む意識啓発
 - ・NPO法人等の志縁型コミュニティの育成・支援
 - ・スマイルプランナーの活動支援
 - ・市民、市民活動団体と「産・金・学・公」のつながりの構築

地縁型コミュニティ

- 特 徴 一定の地域の「つながり」の中で、共通する課題解決に向けて活動する団体
- 活動範囲 一定の区域（小学校区での活動が多い）
- 代表的団体 自治会、子ども会、女性会、老人会 など

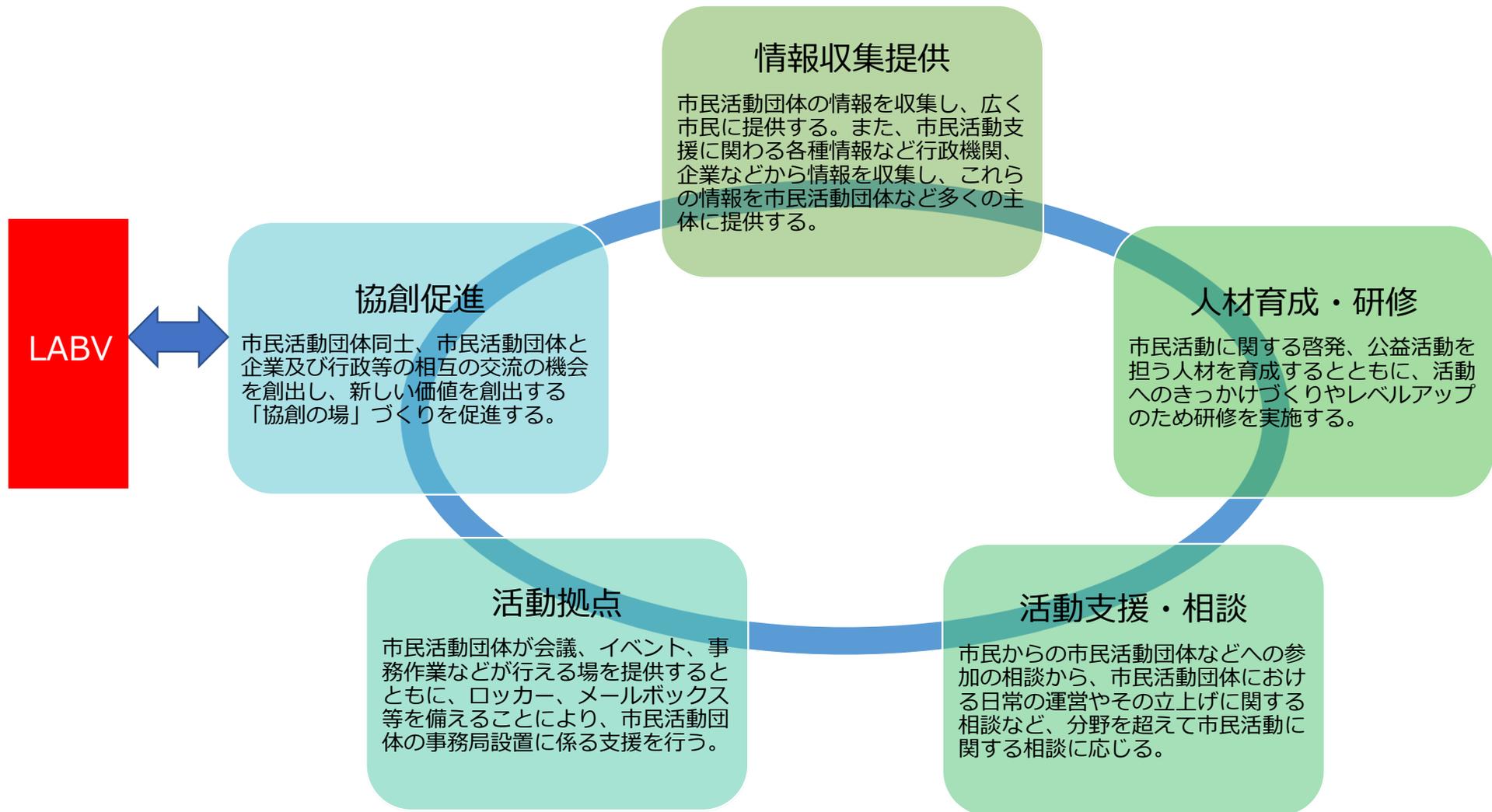
■本市の現状

自治会活動をはじめとする地縁型コミュニティの活動は、盛んであるが、団体役員の高齢化、担い手不足等の課題が生じている。

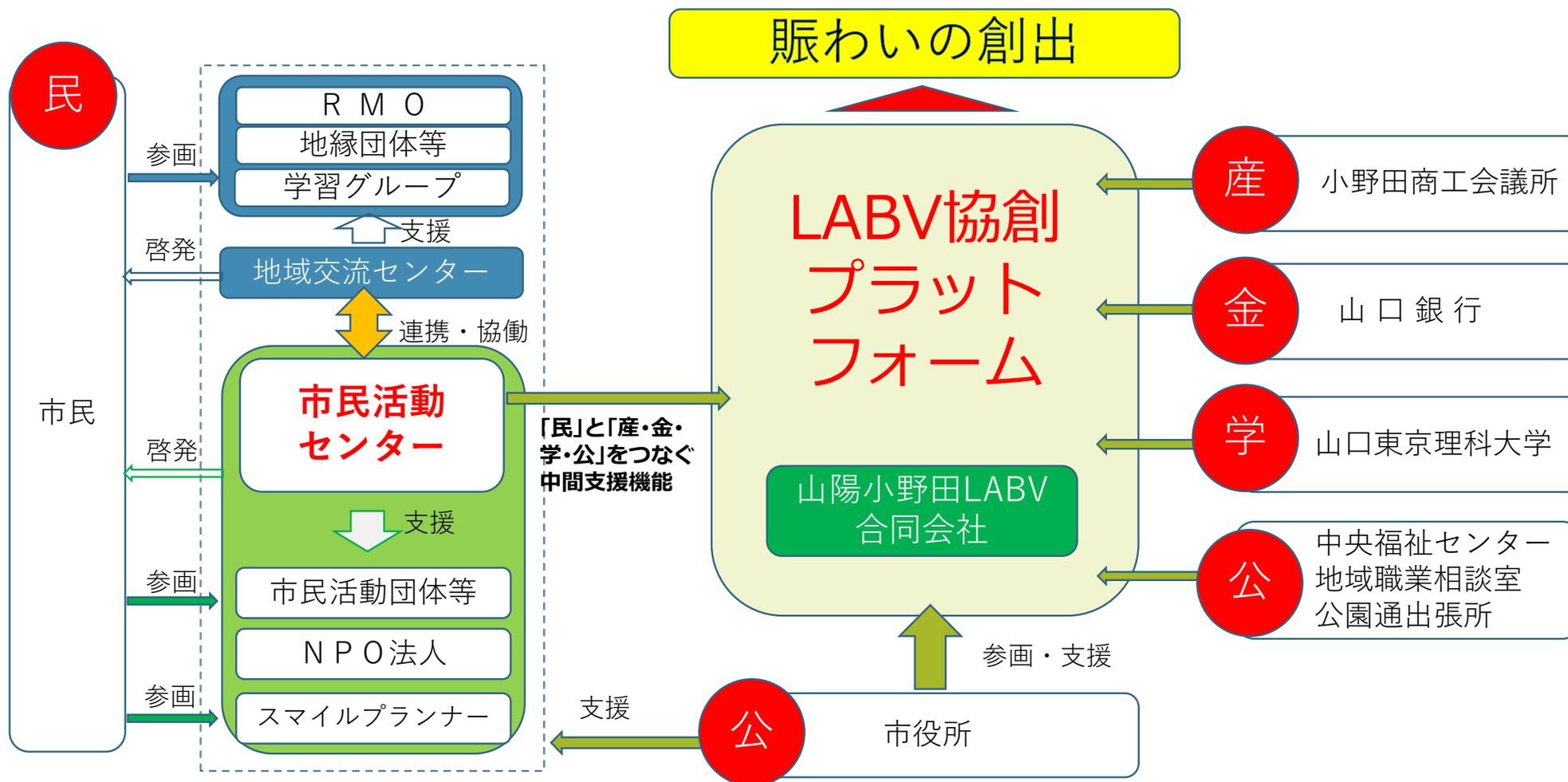
地域交流センター

- 主な取組
 - ・地縁型コミュニティ活動の支援
 - ・担い手の育成・発掘
 - ・地域運営組織形成の推進

市民活動センターの機能（第4条関係）



LABV協創プラットフォームにおける「市民活動センター」活動イメージ



LAVB事業による新施設内の「山陽小野田市民活動センター」配置図

1 F

資料 3

03 平面計画

異なる機能同士が独立しながらも半屋外の外部空間を通して緩やかな関係性でつながる分棟型の平面ゾーニングとします。
 ・1Fは道路に面した賑わいを創出するチャレンジショップと銀行、広場に面した市民活動センターとプライバシーに配慮した福祉センターの間に会議室を分散配置し、適度な距離感を保ちつつも内部の様子が見える構成としています。



03 平面計画

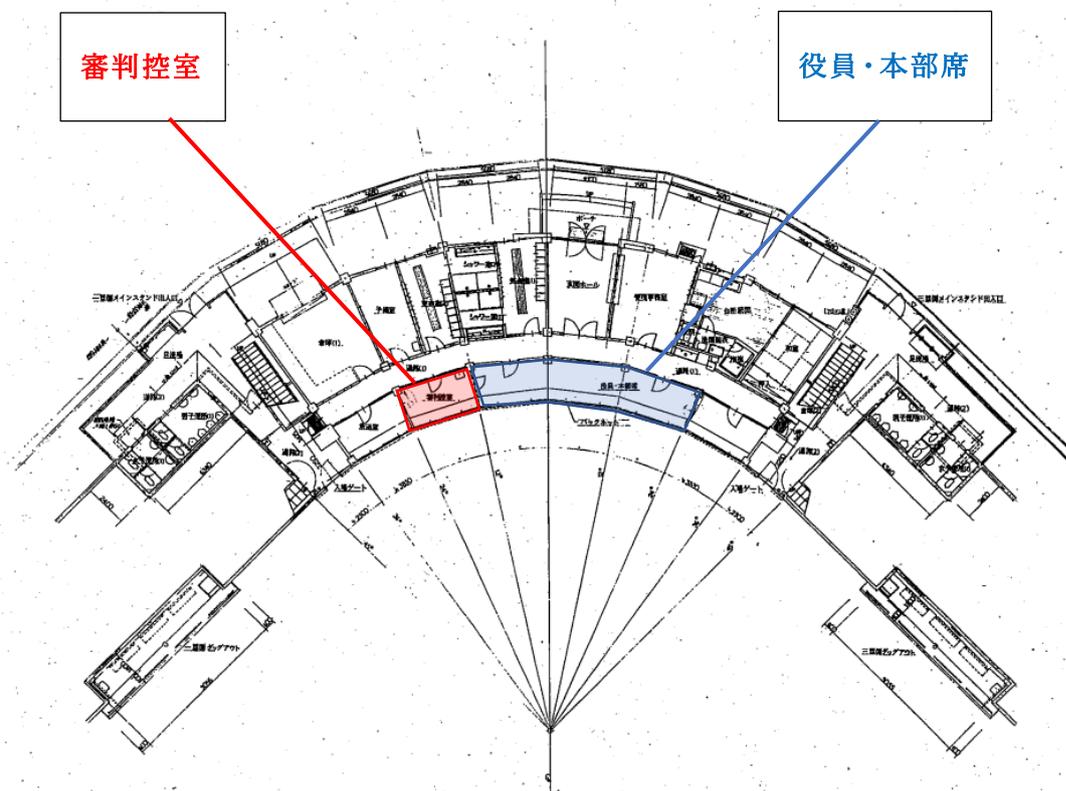
異なる機能が独立しながらも半屋外の外部空間を通して緩やかな関係性でつながる分棟型の平面ゾーニングとします。

・2Fは銀行と商工会議所、地域職業相談室をまとめた「職」と関連性の高いゾーニングを築かず中央エントランスの上部は吹抜を介して縁側テラスとつながり独立した位置に200人が入れる大会議室を配置しています。



議案第 41 号 山陽小野田市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

野球場（山陽小野田市中川五丁目 5 番 1 号）平面図



※平成 26 年 4 月に公民館等の使用料を部屋の面積に応じて改正した際の基準表

部屋の面積	冷房	暖房
～30 m ²	160 円	110 円
30 m ² ～40 m ²	160 円	110 円
40 m ² ～70 m ²	270 円	160 円

上表は、冷暖房使用時 1 時間当たりの加算額

※野球場の施設（抜粋）及び利用者数

名称	面積	備考
役員・本部席	約 26 m ²	家庭用エアコン 1 台
審判控室	約 9 m ²	家庭用エアコン 1 台

野球場	平成 30 年		令和元年		令和 2 年		令和 3 年	
	件数 (件)	利用者数 (人)	件数 (件)	利用者数 (人)	件数 (件)	利用者数 (人)	件数 (件)	利用者数 (人)
年間	73	4,472	145	5,693	119	4,677	150	5,700
夏季 (6～9月)	31	1,724	51	2,234	46	2,389	41	1,617

【議案第45号】

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認可について

① 地方独立行政法人法

（料金）

第二十三条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

② 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款

（業務の範囲）

第26条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 大学の学生に対し、質の高い修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 大学外の個人又は団体から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施、その他大学外の個人又は団体との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設、その他大学外の個人又は団体に対し学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究成果の普及及び活用を推進し、地域社会の発展に寄与すること。
- (6) その他、前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

③ 料金に関する大学の規程等

- (1) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学授業料等徴収規程
- (2) 山陽小野田市立山口東京理科大学研究機器センターの利用に関する規程
- (3) 山陽小野田市立山口東京理科大学における教室等の使用に関する内規
- (4) 山陽小野田市立山口東京理科大学における事務施設の使用に関する内規

(5) 山陽小野田市立山口東京理科大学客員宿舎使用規程

④ 変更する項目についての理由と内容

1 「教室」を「上記以外の大学施設」に変更

大学の教職員及び学生以外の者に大学施設の使用を認める場合に徴収する使用料金について、大学の内規の改正等を行い、従前の大学校舎の「教室」に加え、新たに「会議室」及び「事務室」並びに多目的文化施設の「会議室」及び「文化交流室」の使用を認めることとし、使用者から料金を徴収するに当たり、料金の上限の名称を「教室」から「上記以外の大学施設」に変更する。また、上記施設の1日当たりの使用料金について、収容人数に100円を乗じた金額とする統一した金額設定とするため、5号館5201教室の1日当たりの使用料金について、大学の内規を従前の31,500円から33,600円に改正するに当たり、料金の上限を31,500円から33,600円に変更する。

【使用料金】

施設名		収容人数	使用料金（1日）
1号館	第1小会議室	20人	2,000円
	第2小会議室	20人	2,000円
	大会議室	50人	5,000円
2号館	210教室	250人	25,000円
	211教室	151人	15,100円
	212教室	151人	15,100円
5号館	5101教室	90人	9,000円
	5102教室	94人	9,400円
	5103教室	94人	9,400円
	5104教室	94人	9,400円
	5105教室	150人	15,000円
	5106教室	168人	16,800円
	5107教室	123人	12,300円
	5108教室	132人	13,200円
	5109教室	132人	13,200円
	5110教室	120人	12,000円
	5111教室	94人	9,400円

施設名		収容人数	使用料金（1日）
5号館	5201教室	336人	33,600円
6号館	621教室	144人	14,400円
	611事務室	3人	300円
7号館	711教室	270人	27,000円
	712教室	132人	13,200円
	713教室	156人	15,600円
	714教室	156人	15,600円
	721教室	156人	15,600円
	751事務室	1人	100円
多目的文化施設	多目的会議室	24人	2,400円
	文化交流室 1	12人	1,200円
	文化交流室 2	12人	1,200円

※山陽小野田市立山口東京理科大学における教室等の使用に関する内規及び山陽小野田市立山口東京理科大学における事務施設の使用に関する内規より抜粋

2 「地学実験費」を「理科実験・実習費」に変更

中学校及び高等学校の理科の教職課程を履修する学生から徴収する実験・実習費について、大学の規程に「地学実験費」と定めていたが、教職課程における地学実験以外の科目での実験器具費や実習交通費にも充当するものであることから、実情に即した名称とするため、大学の規程を「地学実験費」から「理科実験・実習費」に改正するに当たり、当該料金の上限の名称を「地学実験費」から「理科実験・実習費」に変更する。

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限 新旧対照表

(新)

区 分		単位	金額	
入学検定料	学部学生	1 件	17,000円	
	大学院生、編入学、再入学、転学科	1 件	30,000円	
	研究生、科目等履修生、特別履修学生	1 件	9,800円	
入学金	学部学生（市内者）	1 件	141,000円	
	学部学生（市外者）、大学院生、編入学、再入学	1 件	282,000円	
	研究生	1 件	84,600円	
	科目等履修生、特別履修学生	1 件	28,200円	
授業料	学部学生、大学院生、編入学、再入学、転学科	年額	535,800円	
	研究生、特別研究学生	月額	29,700円	
	科目等履修生、特別履修学生	1 単位	14,800円	
転学科手数料		1 件	22,000円	
休学在籍料	1年の休学を許可された者		100,000円	
	前期又は後期の休学を許可された者		50,000円	
証明書等交付手数料	在学生	在学証明書、卒業見込証明書、修了見込証明書、成績証明書、健康診断証明書、仮学生証、その他の証明書	1 通	100円
		印刷ポイント追加	1 回	500円
		学生証再交付	1 通	2,000円
	卒業生他	成績証明書、修了証明書、退学証明書、卒業証明書、その他の証明書	1 通	200円
	欧文証明書		1 通	1,000円
手数料	追試験、再試験	1 科目	1,000円	
	自動車通学	1 年	500円	
施設利用料	学生宿舎	入居費	1 件	16,000円
		宿舎使用料	月額	12,000円
		共益費	月額	2,000円
	客員宿舎	宿泊料	1 泊	3,000円
	体育館		1 時間	1,000円
	テニスコート		1 時間	300円
	グラウンド		1 時間	300円
	上記以外の大学施設		1 日	33,600円 ★
教職関係実験実習費	教職課程履修費	1 件	25,000円	
	理科実験・実習費	1 件	25,000円	
実務薬学実習費	病院薬局実務実習費	年額	50,000円	
講習料	教員免許状更新講習を受講する者	1 講座	6,000円	
	大学開放授業を受講する者	1 講座	5,000円	

(旧)

区 分		単位	金額	
入学検定料	学部学生	1 件	17,000円	
	大学院生、編入学、再入学、転学科	1 件	30,000円	
	研究生、科目等履修生、特別履修学生	1 件	9,800円	
入学金	学部学生（市内者）	1 件	141,000円	
	学部学生（市外者）、大学院生、編入学、再入学	1 件	282,000円	
	研究生	1 件	84,600円	
	科目等履修生、特別履修学生	1 件	28,200円	
授業料	学部学生、大学院生、編入学、再入学、転学科	年額	535,800円	
	研究生、特別研究学生	月額	29,700円	
	科目等履修生、特別履修学生	1 単位	14,800円	
転学科手数料		1 件	22,000円	
休学在籍料	1年の休学を許可された者		100,000円	
	前期又は後期の休学を許可された者		50,000円	
証明書等交付手数料	在学生	在学証明書、卒業見込証明書、修了見込証明書、成績証明書、健康診断証明書、仮学生証、その他の証明書	1 通	100円
		印刷ポイント追加	1 回	500円
		学生証再交付	1 通	2,000円
	卒業生他	成績証明書、修了証明書、退学証明書、卒業証明書、その他の証明書	1 通	200円
	欧文証明書		1 通	1,000円
手数料	追試験、再試験	1 科目	1,000円	
	自動車通学	1 年	500円	
施設利用料	学生宿舎	入居費	1 件	16,000円
		宿舎使用料	月額	12,000円
		共益費	月額	2,000円
	客員宿舎	宿泊料	1 泊	3,000円
	体育館		1 時間	1,000円
	テニスコート		1 時間	300円
	グラウンド		1 時間	300円
	教室		1 日	31,500円 ★
教職関係実験実習費	教職課程履修費	1 件	25,000円	
	地学実験費	1 件	25,000円	
実務薬学実習費	病院薬局実務実習費	年額	50,000円	
講習料	教員免許状更新講習を受講する者	1 講座	6,000円	
	大学開放授業を受講する者	1 講座	5,000円	

閉会中の調査事項について

委員会名	調査事項	調査期間
<p>総務文教常任委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・秘書に関すること。 ・議会及び行政一般に関すること。 ・文書及び法制に関すること。 ・情報公開及び個人情報保護に関すること。 ・統計調査に関すること。 ・防災及び危機管理に関すること。 ・組織及び職員定数に関すること。 ・職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 ・税の賦課徴収に関すること。 ・債権の調査及び徴収に関すること。 ・消防に関すること。 ・総合計画及び新市建設計画に関すること。 ・重要政策の立案及び調整に関すること。 ・事務管理に関すること。 ・広域行政に関すること。 ・行政改革の推進に関すること。 ・合併に係る調整事項に関すること。 ・総合教育会議に関すること。 ・予算その他財務に関すること。 ・市有財産に関すること。 ・情報処理及び情報化に関すること。 ・シティセールスに関すること。 ・観光に関すること。 ・広報に関すること。 ・入札及び検査に関すること。 ・教育に関すること。 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。 ・選挙事務に関すること。 ・市役所庁舎改修事業に関すること。 ・学校給食に関すること。 ・新型コロナウイルス感染症に関すること（総務文教常任委員会所管部分に限る。）。 ・地域交流センターに関すること（総務文教常任委員会所管部分に限る。）。 ・山口東京理科大学に関すること（総務文教常任委員会所管部分に限る。）。 ・LABVに関すること。 ・人権・男女共同参画に関すること。 ・<u>市民活動に関すること。</u> ・<u>文化に関すること。</u> ・<u>スポーツに関すること。</u> ・<u>地域運営組織に関すること。</u> 	<p>令和5年9月定例会前日まで継続して閉会中調査する。</p>